

② 介護報酬の解釈 1 単位数表編

Ⅲ-② 指定地域密着型介護予防サービス〔指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）等〕 ※サービス名横の【 】内は1単位数表編での掲載ページ数

1 介護予防認知症対応型通所介護費【P1541】

ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百二十三の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号 第2の4(20)／(21)／(22) 2の(17)／(18)／(19)を準用する。〕

2の(17)／(18)／(19) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費【P1529】

ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百二十七の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号 第2の5(17)／(18)／(19) 2の(17)／(18)／(19)を準用する。〕

2の(17)／(18)／(19) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費【P1546】

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施

※区分支給限度基準額の算定対象外

しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の **1000 分の 23** に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百二十九の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老

計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 6 (18)／(19)／(20)〕

2 の(17)／(18)／(19)を準用する。

2 の(17)／(18)／(19) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕を参照すること。